

2 いろいろな公害

(1) 典型7公害

1で述べたとおり、法律上の「公害」は7種類（典型7公害）に限定されています（環境基本法2条3項）。まず、典型7公害について、同条項に列挙された順序で、簡単に見ていきます。

①大気汚染

大気汚染を規制するのは大気汚染防止法です。同法1条は、同法の目的について、次のように定めています。

・大気汚染防止法1条（目的）

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

大気汚染防止法の内容は、この条文に凝縮されています。そのことは、同法の目次を見ればわかります。以下のとおりです。

・目次

第1章 総則

第2章 ばい煙の排出の規制等

3 感覚公害

(1) 「感覚公害」の意義

「感覚公害」という言葉があります。これは法律上の用語ではありませんので、法律上の定義はありません。

このため、感覚公害の定義あるいは意義は文献によってまちまちですが、筆者は「人の感覚によって感知される公害」と定義するのが適切だと考えています。

感覚公害に該当する公害は、典型7公害に該当するものもありますし、そうでないものもあります。典型7公害の中で感覚公害に該当するのは、騒音、振動、悪臭の3つです。また、2で述べた典型7公害でない公害の中で、感覚公害に該当するのは、日照、景観、眺望、化学物質過敏症、光害、香害です。

(2) 感覚公害の特徴 (1) …苦情（あるいは紛争）の数の多さ

感覚公害の第1の特徴は、感覚公害でない公害に比べて、苦情（あるいは紛争）が非常に多いということです。このことについては、本章の4の公害に関する統計のところで述べます。

感覚公害は「人の感覚によって感知される公害」ですので、そうでない公害に比べて発覚しやすいのは当然であるともいえます（感覚公害でない公害は、人の通常感覚では感知されない物質や現象について、何らかのきっかけで調査・測定等がなされて初めて発覚することになります）。

(3) 感覚公害の特徴 (2) …軽微な公害 (?)

感覚公害の第2の特徴として、しばしば、「人の感覚に影響する公害であって、人の健康に直接的被害を及ぼすものではない」というニュアンスの説明がなされます。

【コラムー今はなき公害】

公害の中には、「昔は社会的に大きな問題となったが、今は全く発生しなくなった」という珍しいものがあります。それが、「黄害」(おうがい、こうがい)です。

かつて、列車のトイレは、排泄物を何の処理もせずに、そのまま列車下の線路上に排出する方式がとられていました。このため、列車から排出された排泄物が線路上に散乱していることが珍しくなかったのです。

このことにより、鉄道線路の近隣住民や保線作業員は、悪臭、不快な景観、害虫の発生等の被害に悩まされました。これが「黄害」と呼ばれた公害です。

昭和末期まで、トイレのドアに「停車中は使用しないでください」と掲示された列車が一部で走行していました。これは、停車中にトイレを使用すると、排泄物が駅構内の線路上に堆積してしまって上記のような被害が発生するため、それを避けるための掲示でした。

現在は、列車のトイレは、排泄物については、走行中に車内で薬品で処理した上で車両基地で抜き取って処分する、という方式になりましたので、黄害が発生することは全くなりませんでした。

5 騒音の基準値・規制値

(1) 環境基準と規制基準の性格

法律や条例で定められた基準のことを「公法上の基準」といいます。

騒音についての公法上の基準として、規制基準（騒音規制法に基づく基準）と環境基準（環境基本法に基づく騒音に係る環境基準）の2種類があります。

本書で扱う騒音、低周波音、振動及び悪臭の4種類の公害のうちで、環境基準が定められているのは騒音だけです。これは、環境基準を制定すべき公害の種類が環境基本法16条で定められていて、それが大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音の4種類だからです。

環境基準と規制基準は性質がかなり異なり、この2つの言葉ははっきり使い分けられていますので、混同しないように注意する必要があります。

環境基準とは、行政上の達成目標であって、騒音を発生させている者に対する規制の根拠にはなりません。

これに対して規制基準は、騒音を発生させている者に対して規制をする根拠となります。つまり、規制基準に反する騒音等を発生させている者に対しては、市区町村長による是正勧告や是正命令が出され、是正命令に従わない者に対しては罰則が科されることがあります。

規制基準と環境基準の関係については、行政上の達成目標である環境基準を達成するための手段が法律による規制基準である、とされています。

また、地方公共団体の条例による基準も「規制基準」と呼ばれます。条例による規制基準と環境基準の関係も、上で述べたことが当てはまります。

(2) 環境基準

騒音に係る環境基準は、騒音の種類にかかわらず一般的な基準で、道路に面する地域とそれ以外の地域とに分けて規定されています。現行の騒音に係る環境基準は、1971年に制定された旧環境基準に代えて、1998年9月30日付の環境庁告示によって制定されたものであり、「新基準」と呼ば

チェックリストで確認

第2章のポイント

- ☐ 「音」には、空気の圧力変化が波として伝わる物理現象と、その物理現象を人の聴覚でとらえた感覚という2つの意味がある。
- ☐ 1秒間あたりの媒質（音を伝える物質）の圧力変化の回数を周波数といい、単位はヘルツ（Hz）である。周波数が高い音ほど、高い音として聞こえる。
- ☐ 空気の圧力変化の大きさを音圧といい、音圧が大きい音ほど大きな音として聞こえる。
- ☐ 音圧の大きさは、最小可聴値（人に聞こえる最も小さい音の音圧）を基準とした式によって表される。単位はデシベル（dB）である。
- ☐ 騒音とは、不快なまたは望ましくない音である。
- ☐ 騒音の大きさは、音圧レベルの数値を人の聴覚を考慮して補正したA特性音圧レベル（騒音レベルともいう）で示す。単位は音圧レベルと同じくデシベル（dB）である。
- ☐ 時間率騒音レベルの一種としてよく使われる90%レンジの上端値とは、一定間隔で多数回測定した騒音の測定値を大きいほうから順に並べて、上位5%を取り除いた後に残ったうちで最も大きな測定値である。
- ☐ 等価騒音レベルとは、一定時間について、測定値を騒音の持つエネルギーを基準にして平均した数値である。
- ☐ 騒音の測定のためには、検定に合格し、検定の有効期間内である騒音計を使用しなければならない。
- ☐ 騒音の基準値として、環境基本法に基づく環境基準と騒音規制法や条例による規制基準とがある。

1 低周波音とは何か

(1) 低周波音・超低周波音・可聴域の低周波音

周波数が 100Hz 以下の音を「低周波音」と呼び、そのうち 20Hz 以下の音を「超低周波音」といいます。したがって、「超低周波音」は「低周波音」に含まれます。

「超低周波音」ではない「低周波音」、つまり 20Hz を超えて 100Hz 以下の音は、「可聴域の低周波音」と呼ばれます。

(2) 低周波音の聞こえ方・感じられ方

20Hz を超えて 100Hz 以下の音は、「可聴域の低周波音」と呼ばれるとおり、音として「聞こえる」といわれます。

他方、超低周波音つまり 20Hz 以下の音は、音としては聞こえず、振動感・圧迫感として「感じられる」といわれます。

ただし、20Hz というのはだいたいの境界がそれぐらいであるというだけで、20Hz を境に急に音として聞こえたり聞こえなくなったりするわけではありません。20Hz 以下でも、音圧が十分大きければ音として聞こえるといわれます。

可聴域の低周波音が具体的にどのように聞こえるかというと、言葉で表せば「ボー」あるいは「ブーン」といった低い音です。したがって、通常の騒音のような、聞こえ初めたときに直ちに感知されて「うるさい」と思うような音ではありません。音楽やテレビ、ラジオ等をつけていたり、あるいは仕事や勉強などに集中していたりしているときに低周波音が発生しても、すぐには気づかず、しばらくして（ときには、何日も経ってから）気づくということが珍しくありません。

低周波音の特質をよく表す言葉として、「重低音」という言葉があります。また、人によっては、「体（またはお腹）に響くような音」とか「振動音」といった表現をする人もいます。このような表現がされる場合には、その音

5 振動規制法による振動の規制

振動規制法による振動の規制は、おおむね騒音規制法による騒音の規制と同じ内容であると理解して問題ありません。一部に異なる点もありますが、それについては該当部分で注記します。

なお、騒音と異なり、振動については環境基準というものは存在しません。第2章（39頁）で述べたとおり、環境基本法上、環境基準を定めるものとされているのは大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4種類の公害であり、振動は含まれていないためです（同法16条）。

（1）規制対象となる振動

規制対象は、工場及び事業場の振動、建設工事の振動、道路交通振動の3種類の振動です。

これらのうち、道路交通振動については性質が特殊で、振動を発生させる者に対する規制ではありませんので、以下の記述では省きます。

（2）規制対象地域

規制されるのは、都道府県知事（市の区域については市長）が指定する「指定地域」内に限られます。

（3）規制の内容

①工場や事業場の振動

工場や事業場の振動は、事前規制と事後規制の2つの方法によって規制されます。

事前規制として、「特定施設」（著しい振動を発生する施設であって政令（振動規制法施行令）で定めるもの）を設置する者は、事前に市町村長（東京都の特別区では特別区の長）に届け出る義務があります。特定施設とは、金属加工機械、圧縮機、織機等の施設です。

この届出に対して、市町村長は、発生する振動が規制基準に適合しないこ

4 悪臭防止法や条例による悪臭の規制

(1) 規制対象

①すべての事業者が対象である（にのいの発生源は問われない）

悪臭防止法の規制対象となるのは、すべての事業者であり、にのいの発生源を問いません。この点は、騒音規制法や振動規制法と大きく異なります。

他方、事業者でない一般人は対象外です。つまり、一般家庭から発生するにのいとは規制対象ではありません。

②規制地域は限定されている

規制地域は限定されており、都道府県知事（市の区域については市長）が規制地域を指定します。

(2) 2つの規制方法（物質濃度規制と臭気指数規制）

3で述べたとおり、にのいの測定方法・規制方法には機器分析法・物質濃度規制と、嗅覚測定法・臭気指数規制の2とおりがあり、都道府県知事（市の区域では市長）が、地域ごとにどちらの方法によるかを定めます。

悪臭防止法上は、ある地域について両方の規制方法による規制が重複して適用されることはありませんが、悪臭防止法のほかに地方公共団体の条例や綱領等によっても悪臭の規制がされている場合には、ある地域について2種類の規制方法が重複して適用されることがあります。

(3) 物質濃度規制の内容

①規制対象物質（特定悪臭物質）

物質濃度規制において規制対象である22の物質（特定悪臭物質）の物質名は以下のとおりです。

・アンモニア

1 被害の主張に関する法律問題

(1) 被害者は何が主張できるか

騒音、低周波音、振動あるいは悪臭（以下、これら4つをまとめて「騒音等」と呼びます）の被害を主張する人（以下「被害者」と呼びます）が、その被害を発生させている人（あるいは会社等の団体。以下「加害者」と呼びます）に対して法律上主張し得ることは、差止請求と損害賠償請求の2つです。

差止請求は、被害の原因である騒音等をなくすことを求めるものですが、法律上は、騒音等の発生そのものをやめさせるとか、工場等の操業停止とか立ち退き等を求めるといったことまではできません。法律上被害者ができることは、一定のレベル（「〇dB」等、具体的な数値で示す必要があります）を超える騒音等を被害者の自宅内あるいは自宅敷地内に侵入させないことを求めることです。

損害賠償請求は、被害者の被った損害を金銭によって補償することを求める請求です。

(2) 受忍限度論

差止請求においても損害賠償請求においても問題になるのが、受忍限度論です。

受忍限度論とは、「被害が生じていればすべて違法性を認めるのではなく、諸事情を考慮して被害が社会生活上受忍すべき限度（これが受忍限度です）を超えていると評価される場合に初めて違法性を認める法理」と整理できます。

受忍限度論は、裁判実務上は確立された法理であり、最高裁も、最判平成6（1994）・3・24（判例時報1501号96頁、判例タイムズ862号260頁）において、「工場等の操業に伴う騒音、粉じんによる被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行